

令和4年度試験案内

十和田地域広域事務組合職員採用試験

一般行政事務

令和5年4月1日付採用

受付期間	令和4年8月1日（月） ～令和4年8月22日（月）
------	------------------------------

第 1 次 試 験	
試験日	令和4年9月18日（日）
試験会場	十和田市役所

問い合わせ・受験申込先

十和田地域広域事務組合 事務局総務係
十和田ごみ焼却施設 管理棟1階
TEL 0176-20-8100

郵送申込みの宛先

〒034-0051
十和田市大字伝法寺字大窪 60 番地 3
十和田地域広域事務組合 事務局総務係

1 募集職種、採用予定人員及び職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
事務	若干名	廃棄物処理施設の管理等事務又は一般行政事務

(注1) 採用予定人員については、変更になる場合があります。

2 試験区分及び受験資格

次に掲げる区分ごとの受験資格を満たす者で、活字印刷文による出題に対応できる者が受験できます。

①、②の表示がある場合は、そのいずれも満たす必要があります。

試験区分	受験資格
大学卒業程度	①平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
	①平成13年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者
高等学校卒業程度	①平成8年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②短期大学、高等専門学校若しくは修学年数2年以上の専門学校を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者
	①平成12年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ②高等学校若しくは修学年数1年以下の専門学校を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者

(注1) 高等学校卒業程度の試験区分については、大学を卒業した者又は大学在学中で令和4年度に卒業見込みの者は受験できません。

(注2) 十和田市職員採用試験との併願はできません。

3 受験の制限

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 十和田地域広域事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日、試験会場及び合格発表

試験	試験日	試験会場	合格発表	
第1次試験	9月18日(日)	十和田市役所	10月中旬(予定)	十和田地域広域事務組合ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、受験者全員に可否を文書で通知します。
第2次試験	11月上旬(予定)	十和田市役所	12月上旬(予定)	

(注) 災害発生や新型コロナウイルス感染症の感染状況等により緊急のお知らせがある場合は、十和田地域広域事務組合ホームページに掲載します。http://www.towada-kouiki.jp/somu_gyosei.html

5 試験の方法及び内容

試験	方法	試験内容	
第1次試験	教養試験	大学卒業程度又は高等学校卒業程度の公務員として必要な知識及び知能についての5肢択一式による筆記試験 [40題、2時間] 時事、社会・人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力	解答はマークシート方式による。
	事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査 [100題、10分]	
	職場適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる検査 [150題、20分]	
第2次試験	作文試験	職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての課題作文試験を行います。 [800字、50分]	
	面接試験	主として人物について、面接により試験を行います。	
身上調査		提出書類の記載事項の真偽等について調査します。	

6 受験の手続き

(1) 提出書類

ア 十和田地域広域事務組合職員採用試験受験申込書

イ 十和田地域広域事務組合職員採用試験受験申込チェックシート

(2) 申込方法及び受験票の交付

申込方法		受験票の交付
直接持参する場合	十和田地域広域事務組合事務局総務係（十和田ごみ焼却施設管理棟1階）に提出書類を直接持参してください。	受付時に交付します。
郵送の場合	角形2号封筒の表に、①申込の宛先、②受験者の氏名等、③「試験申込」（朱書）を記載し、(1)提出書類及び長形3号封筒に84円分切手を貼付し、受験者の氏名等を記載した返信用封筒を同封し、簡易書留郵便で郵送してください。 ◎申込宛先 〒034-0051 十和田市大字伝法寺字大窪60番地3 十和田地域広域事務組合事務局総務係 ※別紙「郵送による申込方法」を必ず参照すること。	内容確認後、順次発送します。（8月31日までに届かない場合は、総務係までご連絡ください。）

（注1）身体に障害のある方で、車いすの使用などの要望がある場合は、申込時に申し出てください。

7 受付期間等

(1) 受付期間は、8月1日（月）から8月22日（月）までです。

(2) 直接持参による場合は、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。（土日祝日を除く。）

(3) 郵送による場合は、8月22日（月）までの消印のあるもので、提出書類がすべて整っているものだけに限り受け付けます。

8 合格から採用まで

(1) 第1次試験合格者の提出書類について

第1次試験合格者には、第2次試験受験にあたり、追加で提出を求める書類があります。

下記提出書類のうち、学校等から取り寄せる必要があるものについては、申請手続きを十分に確認しておくようにしてください。保存年限により発行できないときは、省略する場合があります。詳しくは、第1次試験合格者へお知らせします。

ア 卒業証書の写し又は卒業（見込み）証明書

イ 成績証明書（修学年数1年以下の専門学校卒業又は卒業見込みの者、大学中退の者等は、当該専門学校等の成績証明書と併せ、卒業した高等学校の成績証明書）

ウ 住民票（受験者本人だけのもので本籍地の記載のあるもの）

(2) 採用候補者名簿

第2次試験合格者は、試験結果順に採用候補者名簿に登載され、名簿上位者から順に採用が決定されます。

採用候補者の辞退等に備え、採用予定者数より合格者が多く決定（補欠合格）されることがあり、**第2次試験合格者全員が採用になるとは限りません。**採用候補者名簿の有効期間内に採用通知がなければ令和5年4月1日の採用となりません。詳しくは、第2次試験合格者へお知らせします。

※ 採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合、又は受験申込書の記載事項等に虚偽があった場合には採用となりません。

9 試験結果の開示

この試験を受験し不合格となった場合には、希望する受験者本人に限り試験結果を開示します。

開示を希望する場合には、受験者が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、学生証等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間（土日祝日を除く。）に十和田地域広域事務組合事務局総務係に直接おいでください。なお、電話等による開示はできません。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験 不合格者	総合順位及び得点	各合格発表の日から 1か月間	十和田地域広域事務組合 事務局総務係 (十和田ごみ焼却施設管理棟1階)
第2次試験 不合格者	総合順位		

10 給与

初任給は、令和4年4月採用の大学新卒者の場合で182,200円程度、高等学校新卒者の場合で150,600円程度です。なお、経歴その他に応じて一定の基準で加算される場合があります。このほか、通勤手当、住居手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。ただし、制度の改正により金額等が変わることがあります。

郵送による申込方法

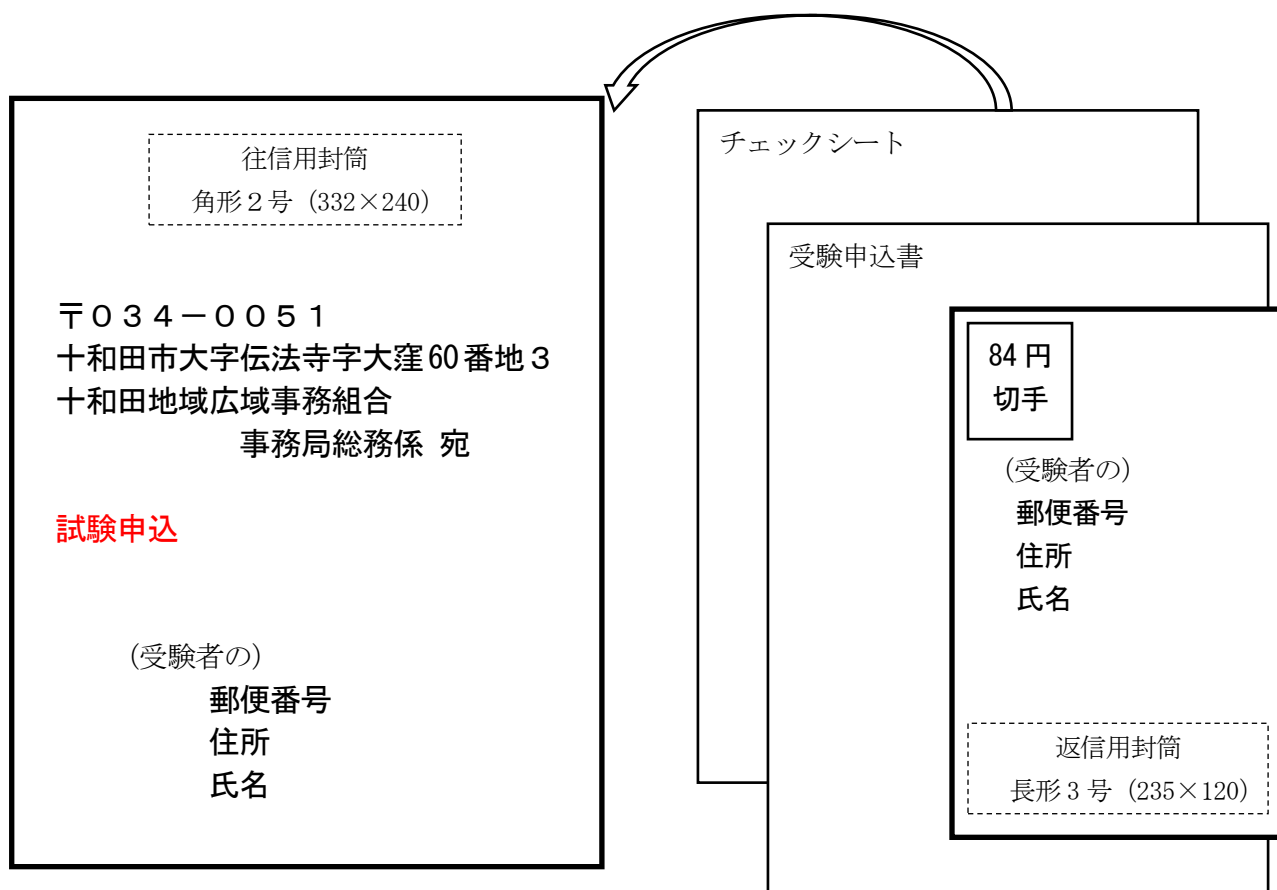
1 準備するもの

- (ア) 往信用封筒（角形2号：縦 332mm×横 240mm）
- (イ) 返信用封筒（長形3号：縦 235mm×横 120mm）
- (ウ) 切手（84 円分）
- (エ) 試験案内に記載されている提出書類
（受験申込書、十和田地域広域事務組合職員採用試験受験申込チェックシート）

2 手順

① 往信用封筒（ア）に申込宛先、受験者の郵便番号、住所、氏名、「**試験申込**」（朱書）を記載する。

② 返信用封筒（イ）に受験者の郵便番号、住所、氏名を記載し、84 円分の切手（ウ）をのり付けする。



③ ①に②及び提出書類(エ)を封入し、**簡易書留郵便**で郵送する。

※書留・特定記録郵便物等差出票の控えは、受験票が届くまで必ず保管しておいてください。簡易書留郵便によらない郵便での不着には対応できません。

※住所について

受験票を確実に受け取ることのできる住所（現住所又は帰省先等）を記載すること。